

消費税の軽減税率制度に関するQ&A

(個別事例編)

平成28年4月

(令和元年7月改訂)

国税庁消費税軽減税率制度対応室

凡例

文中、文末引用の条文等の略称等は、次のとおりである。

○ 法令

改正法……所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）

改正令……消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 148 号）

改正省令……消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 28 年財務省令第 20 号）

消法……改正法による改正前の消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）

新消法……改正法による改正後の消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）

消令……改正令による改正前の消費税法施行令（昭和 63 年政令第 360 号）

消規……改正省令による改正前の消費税法施行規則（昭和 63 年 12 月 30 日大蔵省令第 53 号）

軽減通達……消費税の軽減税率制度に関する取扱通達（平成 28 年 4 月 12 日付課軽 2－1 ほか 5 課共同「消費税の軽減税率制度に関する取扱通達の制定について」通達の別冊）

基通……消費税法基本通達（平成 7 年 12 月 25 日付課消 2－25 ほか 4 課共同「消費税法基本通達の制定について」通達の別冊）

○ 用語

制度概要編…「消費税の軽減税率制度に関する Q & A（制度概要編） 平成 28 年 4 月（平成 30 年 1 月改訂）」をいう。

《目次》

I 「飲食料品の譲渡」の範囲等

（「飲食料品」の範囲）

問 1 軽減税率の対象品目である「飲食料品」について、具体的に教えてください。

（水の販売）

問 8 水の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

（氷の販売）

問 9 氷の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

（賞味期限切れの食品の廃棄）

問 11 賞味期限切れの食品を廃棄するために譲渡する場合は、軽減税率の適用対象となりますか。

（お酒の販売）

問 12 お酒の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

（「食品」の原材料となる酒類の販売）

問 13 「食品」の原材料となるワインなど酒類の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

（みりん、料理酒、調味料の販売）

問 14 みりん、料理酒等の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

（ノンアルコールビール、甘酒の販売）

問 15 ノンアルコールビールや甘酒（アルコール分が一度未満のものに限ります。）の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

（炭酸ガスの販売）

問 22 当社は、食品添加物の炭酸ガスを仕入れて飲食店等に販売しています。この炭酸ガスは、金属のボンベに充てんされた状態で販売しますが、使用後の空ボンベは、飲食店等から回収し、当社の仕入先に返却しています。この場合、当社の販売する炭酸ガスは、軽減税率の適用対象となりますか。【令和元年 7 月追加】

（栄養ドリンクの販売）

問 23 栄養ドリンク（医薬部外品）の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

（健康食品、美容食品等の販売）

問 24 特定保健用食品、栄養機能食品、健康食品、美容食品などの販売は、それぞれ軽減税率の適用対象となりますか。

（飲食料品を販売する際に使用される容器）

問 25 飲食料品を販売する際に使用する容器は、どのような取扱いになりますか。

(飲用後に回収される空びん)

問 30 当社は、ガラスびん入りの清涼飲料を飲食店等に卸しており、販売に当たっては、顧客から「容器保証金（容器等の返却を担保するために預かる保証金）」を預かることなく全体を軽減税率の適用対象として販売しています。

ところで、当社では、飲用後の空びんを飲食店等から回収し、「びん代」を飲食店等に支払っていますが、この「びん代」は、軽減税率の適用対象となりますか。

また、当社では、飲食店等から回収した空びんを、当社の仕入先である飲料メーカーに返却していますが、当社は、仕入れの際、飲料メーカーに「容器保証金」を支払っていますので、返却の際は、支払った「容器保証金」が返還されます。この「容器保証金」はどのような取扱いになりますか。【令和元年 7 月追加】

(自動販売機)

問 33 自動販売機のジュースやパン、お菓子等の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

(通信販売)

問 34 通信販売による飲食料品の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。【平成 28 年 11 月改訂】

(飲食料品の譲渡に要する送料)

問 39 飲食料品の譲渡に要する送料については、軽減税率の適用対象となりますか。

(販売奨励金)

問 42 飲食料品に係る販売奨励金は、どのような取扱いになりますか。【令和元年 7 月改訂】

(自動販売機の手数料)

問 43 当社は、清涼飲料の自動販売機を設置しており、飲料メーカーから、この自動販売機による清涼飲料の販売数量等に応じて計算された販売手数料を受領しています。この販売手数料は、軽減税率の適用対象となりますか。【令和元年 7 月追加】

Ⅲ 外食の範囲

(立食形式の飲食店)

問 64 カウンターのみ設置した立食形式の飲食店が行う飲食料品の提供は、軽減税率の適用対象となりますか。

IV 「一体資産」の適用税率の判定

（特定の飲食料品を購入した際にレジで配付される販促品）

問 90 当社は、小売店を経営しています。当社では、販売促進の一環として、キャンペーン期間中、陳列棚に「この陳列棚にあるおにぎりのうちどれか 1 種類を購入したお客様にはレジでステッカーをお渡しします」といった掲示等を行い、対象のおにぎりを購入する顧客に対し、レジで販促品のステッカーを配付することがありますが、このような商品は、「一体資産」に該当しますか。なお、ステッカーは非売品であり、3 種類の中からどれか一つを無作為に店員が選んで配付することとしています。また、キャンペーン期間外であってもおにぎりの価格は変わりません。【令和元年 7 月追加】

（1万円以下の判定単位）

問 91 当社では、紅茶とティーカップを仕入れてパッケージングし、セット商品として小売事業者に卸売販売しています。販売に際しては、100 個単位で販売しており、販売価格を 100,000 円（税抜き）としています。

この場合、軽減税率の適用対象となる一体資産かどうかの判定に当たり、一体資産の譲渡の対価の額（税抜き）が 10,000 円以下かどうかは、どのように判定することになりますか。

【平成 30 年 1 月追加】

（一体資産に含まれる食品に係る部分の割合として合理的な方法により計算した割合）

問 92 当社では、紅茶とティーカップを仕入れてパッケージングしてセット商品として税抜価格 1,000 円で販売しようと考えています。これら商品のそれぞれの仕入価格は、以下のとおりです。このセット商品は、軽減税率の適用対象となる「一体資産」に該当しますか。

仕入価格（税込み）：紅茶 450 円、ティーカップ 200 円

（食品と酒類のセット販売時の一括値引）

問 93 ビールと惣菜を単品で販売するほか、セットで購入した方に一括で値引きして販売していますが、「一体資産」に該当しますか。

また、値引額は、どのような取扱いになりますか。【平成 30 年 11 月改訂】

（食品と食品以外の資産の仕入れに共通して要した付随費用）

問 94 当社では、紅茶とティーカップを仕入れてパッケージングしてセット商品として税抜価格 1,500 円で販売しようと考えています。この商品には、それぞれの仕入価格のほか、紅茶とティーカップの仕入れに共通して要した付随費用（配送料等）があります。

軽減税率の適用対象となる「一体資産」は、「一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が 3 分の 2 以上であること」が要件とされていますが、このセット商品の食品の割合はどのように計算するのですか。【令和元年 7 月追加】

（一体資産に含まれる食品に係る部分の割合の売価による判定）

問 95 当社は、税抜価格 500 円で販売しているティーカップに、当社が栽培したハーブを原料とした自家製ハーブティーをパッケージングしてセット商品として税抜価格1,500 円で販売しようと考えています。

当社は、ハーブティーを単品で販売していないため売価を設定していませんが、セット商品の価格からティーカップの売価を控除した後の金額をハーブティーの売価とすることで「一体資産の価額のうちに当該一体資産に含まれる食品に係る部分の価額の占める割合として合理的な方法により計算した割合が3分の2以上であること」の判定を行うことはできますか。【令和元年7月追加】

（合理的な割合が不明な小売事業者等）

問 96 当社は、小売業を営んでおり、食玩を販売しています。その食玩に含まれる食品に係る部分の価額に占める割合が不明ですが、仕入れの際に仕入先が適用した税率を適用して販売することも認められますか。

VI 区分記載請求書等の記載方法等

（課税資産の譲渡等の内容の記載の程度）

問 103 区分記載請求書等保存方式の要件を満たす請求書等に記載すべき課税資産の譲渡等の内容は、どの程度まで詳しく記載する必要がありますか。

（多数の商品登録が行えないレジにより発行するレシートに係る課税資産の譲渡等の内容の記載の程度）

問 104 当店は、八百屋を営む免税事業者です。野菜のほか一部台所用品等の雑貨も販売しています。顧客は主に消費者ですが、近隣の飲食店等の事業者とも取引しています。

令和元年10月から、当店が発行するレシートを区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものにしたいと考えています。しかしながら、当店のレジは、税率ごとの区分記載は行えますが、多数の商品登録が行えません。

このため、資産の内容の記載について、個々の商品の名称でなく下記のように「野菜」等、当店が販売している商品の一般的総称で記載することを考えていますが、このようなレシートも区分記載請求書等保存方式の要件を満たす請求書等に該当しますか。【平成28年11月改訂】

（一定期間分の取引のまとめ記載）

問 105 当店は、青果の卸売業を営んでいますが、日々の納品書において個々の販売商品の名称を記載して発行し、一定期間の取引をまとめて請求書等を作成しています。

この場合、区分記載請求書等に記載することとなる「軽減対象資産の譲渡等である旨」についても、個別の品名ごとに記載するのではなく、「11/1～11/30 野菜※（※は軽減対象資産の譲渡等）」のように一定期間分をまとめて記載してもよいですか。【平成28年11月

改訂】

(小規模小売事業者が交付する請求書等に係る記載事項)

問 106 当店は、商店街において、主に消費者向けの鮮魚の小売を行っています。これまで、事業者との取引においても、3万円未満の少額な取引のみであり、顧客に交付する領収書に商品の詳細な内容を記載することを求められていませんでした。

軽減税率制度の実施に伴い、令和元年10月から、当店が交付する領収書の記載内容に変更はあるのでしょうか。【平成28年11月改訂】

(レシートに係る記載内容)

問 107 当店は、小売業（スーパーマーケット）を営む事業者です。これまで、現行の制度における記載事項を満たす請求書等として、下記のようなレシートを取引先に交付しています。

今後、令和元年10月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすレシートを取引先に交付したいと考えています。この場合、当店は、どのような対応が必要でしょうか。【平成28年11月改訂】

(税抜対価の額と消費税額を記載する場合)

問 108 区分記載請求書等保存方式において、記載事項である「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込価格）」について、「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税抜価格）」に加えこれに係る消費税額等を記載することとしています。記載事項の要件を満たしますか。【平成30年11月追加】

(区分記載請求書と適格請求書との記載事項の関係)

問 109 当社は、発行するレシートについて、令和5年10月の適格請求書等保存方式における適格請求書への対応まで見込んだレジシステムの改修を行いたいと考えています。

この場合、適格請求書を発行できるレジシステムに改修すれば、区分記載請求書等保存方式における区分記載請求書等として認められるレシートを発行できるのでしょうか。【平成28年11月改訂】

(主に事業者との取引を行う事業者が交付する請求書に係る記載事項)

問 110 当社は、事業者に対して青果及び日用雑貨の卸売を行っています。これまで、下記のように現行の請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付しています。

今後、令和元年10月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付したいと考えています。この場合、当社は、どのような対応が必要でしょうか。【平成28年11月改訂】

(免税事業者が発行する請求書に係る記載事項)

問 111 当店は、消費税の免税事業者です。これまで、下記のように請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付しています。

今後、令和元年 10 月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付したいと考えています。この場合、当店は、どのような対応が必要でしょうか。【平成 28 年 11 月改訂】

(商品の全てが軽減税率の適用対象である場合)

問 112 請求書等に記載されている商品が全て飲食料品などの軽減税率の適用対象となる場合、区分記載請求書等保存方式における請求書等としては、「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載がされている必要がありますか。【平成 28 年 11 月改訂】

(軽減税率の適用対象となる商品がない場合)

問 113 当社は、日用雑貨の卸売を行う事業者です。当社では、軽減税率の適用対象となる商品の販売がありません。これまで、現行の制度における記載事項を満たす請求書等として、下記のような請求書を取引先に交付しています。

軽減税率制度の実施に伴い、令和元年 10 月から、当社が交付する請求書の記載内容に変更はあるのでしょうか。【平成 30 年 11 月改訂】

(税率ごとに分けて交付する請求書)

問 114 令和元年 10 月から、当店が発行する請求書を区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものにしたいと考えています。この場合、軽減税率の適用対象となる食料品と標準税率の適用対象となる日用品をまとめて販売する際に、異なる税率の商品を同一の請求書に記載するのではなく、税率ごとの請求書を交付してよいですか。【平成 28 年 11 月改訂】

(相手方の確認を受けた仕入明細書等)

問 115 当店は、食料品及び日用雑貨の小売りを行っています。これまで、仕入先への代金の支払いに当たり、下記のように請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たす仕入明細書を作成し、仕入先の確認を受け、保存しています。

今後、令和元年 10 月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たす仕入明細書を作成し、保存したいと考えています。この場合、当店は、どのような対応が必要でしょうか。【平成 30 年 1 月追加】

(旧税率対象が混在する請求書)

問 116 当店は、飲食料品及び関連商品の卸売業を営んでおり、毎月 15 日締めで相手先に請求を行っています。請求締め日が月中であることから、令和元年 10 月分の請求書（9/16～10/15）には、令和元年 9 月 30 日までの旧税率 8 %と令和元年 10 月 1 日からの軽減税率 8 %の対象商品が混在することとなりますが、区分記載請求書等としての記載要件を満たすためには、どのような記載が必要となりますか。【平成 29 年 1 月追加】

（一括値引がある場合のレシートの記載）

問 118 当社は、小売業（スーパーマーケット）を営む事業者です。当社では、飲食料品と飲食料品以外のものを同時に販売した際に、合計金額（税込み）から 1,000 円の値引きができる割引券を発行しています。

令和元年 10 月から、顧客が割引券を使用し、値引きを行った場合、当社が発行するレシートには、どのような記載が必要となりますか。【平成 30 年 11 月改訂】

（売上げに係る対価の返還等がある場合の請求書の記載）

問 119 当社は、事業者に対して食料品及び日用雑貨の卸売を行っています。取引先と販売奨励金に係る契約を締結しており、一定の商品を対象として、取引高に応じて、取引先に販売奨励金を支払うこととしています。

また、販売奨励金の精算に当たっては、当月分の請求書において、当月分の請求金額から前月分の販売奨励金の金額を控除する形式で行っています。

販売奨励金の対象となる商品に飲食料品とそれ以外の資産が含まれている場合、区分記載請求書等保存方式における請求書等としては、当該販売奨励金の額を税率ごとに区分して記載する必要があるのでしょうか。【平成 29 年 1 月追加】

（「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」の帳簿への記載方法）

問 120 区分記載請求書等保存方式において保存が必要となる帳簿に記載する「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」は、どのように記載したらよいですか。【平成 29 年 1 月追加】